

## 第5章 時間制

### 第38条（時間制）

- (1) 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第6章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。
- (2) 前項の単価は、原則として弁護士1名あたり40,000円以上とし、事案の困難性・重大性・複雑性・特殊性・新規性、弁護士の熟練度等を勘案した上で、各弁護士と依頼者との協議により具体的な単価を算定します。ただし、依頼者が弁護士との間で顧問契約を締結している場合は、25,000円を下限として単価を減額することがあります。
- (3) 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができます。